

第1023回教育委員会

平成28年3月25日
県庁舎教育委員室

1 開 会 午前10時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 議 題

- 議第1号 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則の制定について (総務課)
- 議第2号 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について (総務課)
- 議第3号 教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について (総務課)
- 議第4号 山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則の制定について (総務課)
- 議第5号 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について (総務課教職員室)
- 議第6号 特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について (総務課教職員室)
- 議第7号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則の制定について (総務課教職員室)
- 議第8号 山形県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則の設定について (総務課教職員室)
- 議第9号 山形県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則の設定について (総務課教職員室)
- 議第10号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について (総務課教職員室)
- 議第11号 山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則の一部を改正する規則の制定について (総務課教職員室)
- 議第12号 教職員の人事について (総務課教職員室)

5 閉 会

議第 1 号

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則の制定について

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和31年11月県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改める。

第4条第1項第1号中「理事、教育次長」を「教育次長」に改め、同項第6号中「中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改め、同条第2項中「理事及び」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

義務教育学校の創設に伴う規定の整備及び組織の改編等を行うため提案するものである。

平成28年3月25日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条 一略一 (委任する事務)</p>	<p>第1条 一略一 (委任する事務)</p>
<p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(8) 一略一 (9) 小学校、<u>中学校</u>の学級編制についての同意に関すること。 (10)～(32) 一略一</p>	<p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(8) 一略一 (9) 小学校、<u>中学校及び義務教育学校</u>の学級編制についての同意に関すること。 (10)～(32) 一略一</p>
<p>第3条 一略一 (専決させる事務)</p>	<p>第3条 一略一 (専決させる事務)</p>
<p>第4条 教育委員会は、次に掲げる事務は教育長に専決させる。 (1) 教育委員会事務局の<u>理事</u>、<u>教育次長</u>、課長及び所長を除く職員並びに学校その他の教育機関の長を除く職員の任免、その他の人事に関すること。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の規定に基づく分限(同条第2項第1号の規定によるものを除く。)及び同法第29条の規定に基づく懲戒に関することを除く。 (2)～(5) 一略一 (6) 小学校、<u>中学校</u>の学級編制についての同意に関すること。 (7)～(22) 一略一 2 前項の規定による教育長の専決事務については、教育長に事故があるときは、<u>理事及び教育次長</u>がその事務のうち、それぞれの所管に属する事務を代決する。</p>	<p>第4条 教育委員会は、次に掲げる事務は教育長に専決させる。 (1) 教育委員会事務局の<u>教育次長</u>、課長及び所長を除く職員並びに学校その他の教育機関の長を除く職員の任免、その他の人事に関すること。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の規定に基づく分限(同条第2項第1号の規定によるものを除く。)及び同法第29条の規定に基づく懲戒に関することを除く。 (2)～(5) 一略一 (6) 小学校、<u>中学校及び義務教育学校</u>の学級編制についての同意に関すること。 (7)～(22) 一略一 2 前項の規定による教育長の専決事務については、教育長に事故があるときは、<u>教育次長</u>がその事務のうち、それぞれの所管に属する事務を代決する。</p>
<p>3 一略一 第5条～第6条 一略一</p>	<p>3 一略一 第5条～第6条 一略一</p>

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部改正について

教育庁総務課

1 改正概要

(1) 義務教育学校の創設に伴う規定の整備

学校教育法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 46 号）の施行により、義務教育学校が創設（本県では新庄市立萩野学園が新設）されることから、教育長が専決する事務に、「義務教育学校の学級編制についての同意に関する事」を追加するもの。

(2) 組織改編等に伴う規定の整備

理事職の廃止に伴い、規定を整備するもの。

2 施行期日

公布の日から施行する。（平成 28 年 4 月 1 日）

議第 2 号

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会事務局組織規則（昭和 40 年 4 月県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表文化財・生涯学習課の項中「青少年教育施設担当」を「青少年教育施設担当、企画調整担当」に改め、同表中

「

スポーツ保健課	庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、学校保健・食育担当、競技スポーツ担当、スポーツ育成担当	を
---------	--	---

」

「

スポーツ保健課	庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、学校保健・食育担当、競技スポーツ担当、スポーツ育成担当	に
全国高校総体推進課	総務・企画担当、調整担当、競技・式典担当	

」

改め、同条第 2 項の表スポーツ保健課の項中「、全国高校総体推進室」を削る。

第 5 条第 1 項第 26 号中「公立小中学校施設の」を「公立の小学校、中学校及び義務教育学校の施設」に改め、同条第 2 項中「同項第 28 号から第 36 号まで」を「同項第 27 号から第 35 号まで」に改める。

第 7 条第 1 項第 5 号中「中学校」を「中学校、義務教育学校」に改める。

第 8 条第 1 項第 12 号を削り、同条第 2 項中「及び第 12 号」を削る。

第 11 条第 1 項第 16 号を削り、同条第 2 項中「、同項第 16 号に掲げる事務は全国高校総体推進室で」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（全国高校総体推進課の分掌事務）

第 11 条の 2 全国高校総体推進課の分掌事務は、平成 29 年度全国高等学校総合体育大会に関することとする。

第 16 条第 1 号チ中「公立小中学校」を「公立の小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第 17 条中「理事及び」を削る。

第19条の表中

「

理事	教育長の命を受けて教育庁の重要事項を掌理する。
教育次長	教育長を補佐し、所属の職員を指揮監督する。

を

「

教育次長	教育長を補佐し、所属の職員を指揮監督する。
------	-----------------------

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

義務教育学校の創設に伴う規定の整備及び組織の改編等を行うため提案するものである。

平成 28 年 3 月 25 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

山形県教育委員会事務局組織規則新旧対照表

現 行	改 正 案																																						
<p>第2章 本庁 (課及び係)</p> <p>第4条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">課名</th> <th>係名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td>—略—</td> </tr> <tr> <td>文化財・生涯学習課</td> <td>経理担当、青少年教育施設担当、文化財担当、生涯学習・社会教育担当</td> </tr> <tr> <td>—略—</td> <td>—略—</td> </tr> <tr> <td>スポーツ保健課</td> <td>—略—</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 次の表の左欄に掲げる課に、同表の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">課名</th> <th>課内室名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td>—略—</td> </tr> <tr> <td>—略—</td> <td>—略—</td> </tr> <tr> <td>スポーツ保健課</td> <td>競技スポーツ推進室、全国高校総体推進室</td> </tr> </tbody> </table> <p>(総務課の分掌事務)</p> <p>第5条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(25) —略— (26) <u>公立小中学校施設の整備の指導及び国庫負担金に関すること</u></p> <p>(27)～(39) —略—</p> <p>2 総務課の分掌事務のうち、前項第5号及び第6号に掲げる事務(学校職員に係るものに限る。)並びに<u>同項第28号から第36号までに掲げる事務は、教職員室で所掌する。</u> (文化財・生涯学習課の分掌事務)</p> <p>第6条 —略— (義務教育課の分掌事務)</p> <p>第7条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(4) —略— (5) 障がい児(学校教育法(昭和22年法律第26号)第72条並びに第81条第2項各号及び第3項に規定する者で同法第1条に規定する小学校、<u>中学校又は特別支援学校の小学部若し</u></p>	課名	係名	総務課	—略—	文化財・生涯学習課	経理担当、青少年教育施設担当、文化財担当、生涯学習・社会教育担当	—略—	—略—	スポーツ保健課	—略—	課名	課内室名	総務課	—略—	—略—	—略—	スポーツ保健課	競技スポーツ推進室、全国高校総体推進室	<p>第2章 本庁 (課及び係)</p> <p>第4条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">課名</th> <th>係名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td>—略—</td> </tr> <tr> <td>文化財・生涯学習課</td> <td>経理担当、青少年教育施設担当、企画調整担当、文化財担当、生涯学習・社会教育担当</td> </tr> <tr> <td>—略—</td> <td>—略—</td> </tr> <tr> <td>スポーツ保健課</td> <td>—略—</td> </tr> <tr> <td>全国高校総体推進課</td> <td>総務・企画担当、調整担当、競技・式典担当</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 次の表の左欄に掲げる課に、同表の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">課名</th> <th>課内室名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td>—略—</td> </tr> <tr> <td>—略—</td> <td>—略—</td> </tr> <tr> <td>スポーツ保健課</td> <td>競技スポーツ推進室</td> </tr> </tbody> </table> <p>(総務課の分掌事務)</p> <p>第5条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(25) —略— (26) <u>公立の小学校、中学校及び義務教育学校の施設整備の指導及び国庫負担金に関すること</u></p> <p>(27)～(39) —略—</p> <p>2 総務課の分掌事務のうち、前項第5号及び第6号に掲げる事務(学校職員に係るものに限る。)並びに<u>同項第27号から第35号までに掲げる事務は、教職員室で所掌する。</u> (文化財・生涯学習課の分掌事務)</p> <p>第6条 —略— (義務教育課の分掌事務)</p> <p>第7条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(4) —略— (5) 障がい児(学校教育法(昭和22年法律第26号)第72条並びに第81条第2項各号及び第3項に規定する者で同法第1条に規定する小学校、<u>中学校、義務教育学校又は特別支援学</u></p>	課名	係名	総務課	—略—	文化財・生涯学習課	経理担当、青少年教育施設担当、企画調整担当、文化財担当、生涯学習・社会教育担当	—略—	—略—	スポーツ保健課	—略—	全国高校総体推進課	総務・企画担当、調整担当、競技・式典担当	課名	課内室名	総務課	—略—	—略—	—略—	スポーツ保健課	競技スポーツ推進室
課名	係名																																						
総務課	—略—																																						
文化財・生涯学習課	経理担当、青少年教育施設担当、文化財担当、生涯学習・社会教育担当																																						
—略—	—略—																																						
スポーツ保健課	—略—																																						
課名	課内室名																																						
総務課	—略—																																						
—略—	—略—																																						
スポーツ保健課	競技スポーツ推進室、全国高校総体推進室																																						
課名	係名																																						
総務課	—略—																																						
文化財・生涯学習課	経理担当、青少年教育施設担当、企画調整担当、文化財担当、生涯学習・社会教育担当																																						
—略—	—略—																																						
スポーツ保健課	—略—																																						
全国高校総体推進課	総務・企画担当、調整担当、競技・式典担当																																						
課名	課内室名																																						
総務課	—略—																																						
—略—	—略—																																						
スポーツ保健課	競技スポーツ推進室																																						

<p>くは中学部に在学するもの（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第2条に規定する者を含む。）をいう。）の就学指導に関すること</p>	<p>校の小学部若しくは中学部に在学するもの（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第2条に規定する者を含む。）をいう。）の就学指導に関すること</p>
<p>(6)～(8) -略-</p> <p>2 -略-</p> <p>(高校教育課の分掌事務)</p>	<p>(6)～(8) -略-</p> <p>2 -略-</p> <p>(高校教育課の分掌事務)</p>
<p>第8条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) -略-</p> <p>(12) <u>県立中高一貫教育校の開校準備に関する</u></p>	<p>第8条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) -略-</p> <p>(削る)</p>
<p><u>こと</u></p> <p>2 高校教育課の分掌事務のうち前項第8号及び第12号に掲げる事務は、高校改革推進室で所掌する。</p>	<p>2 高校教育課の分掌事務のうち前項第8号に掲げる事務は、高校改革推進室で所掌する。</p>
<p>第9条 削除</p> <p>第10条 -略-</p> <p>(スポーツ保健課の分掌事務)</p>	<p>第9条 削除</p> <p>第10条 -略-</p> <p>(スポーツ保健課の分掌事務)</p>
<p>第11条 スポーツ保健課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) -略-</p> <p>(16) <u>平成29年度全国高等学校総合体育大会に</u></p>	<p>第11条 スポーツ保健課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) -略-</p> <p>(削る)</p>
<p><u>関すること</u></p> <p>2 スポーツ保健課の分掌事務のうち、前項第7号に掲げる事務は競技スポーツ推進室で、<u>同項第16号に掲げる事務は全国高校総体推進室で所掌する。</u></p>	<p>2 スポーツ保健課の分掌事務のうち、前項第7号に掲げる事務は競技スポーツ推進室で所掌する。</p>
<p>第12条～第15条 -略-</p> <p>(課の所掌事務)</p>	<p><u>(全国高校総体推進課の分掌事務)</u></p> <p>第11条の2 <u>全国高校総体推進課の分掌事務は、平成29年度全国高等学校総合体育大会に関する</u></p> <p><u>こととする。</u></p>
<p>第12条～第15条 -略-</p> <p>(課の所掌事務)</p>	<p>第12条～第15条 -略-</p> <p>(課の所掌事務)</p>
<p>第16条 教育事務所の各課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務課</p> <p>イ～ト -略-</p> <p>チ <u>公立小中学校の管理、運営に関する</u></p>	<p>第16条 教育事務所の各課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務課</p> <p>イ～ト -略-</p> <p>チ <u>公立の小学校、中学校及び義務教育学校の</u></p> <p><u>管理、運営に関する</u></p>
<p>リ～ヌ -略-</p> <p>(2)～(3) -略-</p> <p>第16条の2 -略-</p> <p>第4章 職制</p> <p>(教育庁に置く職)</p>	<p>リ～ヌ -略-</p> <p>(2)～(3) -略-</p> <p>第16条の2 -略-</p> <p>第4章 職制</p> <p>(教育庁に置く職)</p>
<p>第17条 教育庁に<u>理事及び教育次長</u>を置く。</p>	<p>第17条 教育庁に教育次長を置く。</p>

(課に置く職)

第18条 本庁の課に課長、課長補佐及び係長を置く。

2～3 一略一

(職務)

第19条 前2条に規定する職の職務は、別に法令に定めのあるものを除き、次の表のとおりとする。

職	職務
理事	教育長の命を受けて教育庁の重要事項を掌理する。
教育次長	教育長を補佐し、所属の職員を指揮監督する。
一略一	一略一

第20条～第21条 一略一

(課に置く職)

第18条 本庁の課に課長、課長補佐及び係長を置く。

2～3 一略一

(職務)

第19条 前2条に規定する職の職務は、別に法令に定めのあるものを除き、次の表のとおりとする。

職	職務
教育次長	教育長を補佐し、所属の職員を指揮監督する。
一略一	一略一

第20条～第21条 一略一

山形県教育委員会事務局組織規則の一部改正について

教育庁総務課

1 改正理由

- ① 平成 28 年度の組織改編を行うため規定の整備を図るもの。
- ② 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の一部改正に伴い、規定の整備を行うもの。

2 改正内容

- ① 全国高校総体推進課の設置、理事職の廃止 等
- ② 義務教育学校に係る規定を追加

3 施行期日

公布の日から施行する。（平成 28 年 4 月 1 日）

議第 3 号

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則（昭和 41 年 4 月県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項第 2 号ロ及び第 3 号ロ中「中学校」を「中学校、義務教育学校」に改める。

第 60 条第 3 号中「所長」を「所長（条例第 11 条の規定により指定管理者が管理を行う場合にあつては指定管理者）」に改める。

第 61 条第 1 項中「者は」を「者は、条例第 11 条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に改め、同条第 2 項中「前項」を「条例第 5 条第 1 項の規定により利用」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

義務教育学校の創設に伴う規定の整備を図るため、また、平成 28 年 4 月 1 日から山形県朝日少年自然の家の管理を指定管理者が行うことに伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

平成 28 年 3 月 25 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

教育機関の組織及び運営に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第3章 教育研修施設</p>	<p>第3章 教育研修施設</p>
<p>第14条 - 略 -</p>	<p>第14条 - 略 -</p>
<p>(教育センターの所掌事務)</p>	<p>(教育センターの所掌事務)</p>
<p>第15条 山形県教育センター（以下「教育センター」という。）の所掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>第15条 山形県教育センター（以下「教育センター」という。）の所掌事務は、次のとおりとする。</p>
<p>(1)～(14) - 略 -</p>	<p>(1)～(14) - 略 -</p>
<p>第16条 - 略 -</p>	<p>第16条 - 略 -</p>
<p>(分掌事務)</p>	<p>(分掌事務)</p>
<p>第17条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>第17条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) - 略 -</p>	<p>(1) - 略 -</p>
<p>(2) 研修課</p>	<p>(2) 研修課</p>
<p>イ - 略 -</p>	<p>イ - 略 -</p>
<p>ロ 幼稚園における各領域並びに小学校、<u>中学校及び高等学校</u>における各教科の教育の内容及び方法等に係る研修、指導助言に関すること</p>	<p>ロ 幼稚園における各領域並びに小学校、<u>中学校、義務教育学校及び高等学校</u>における各教科の教育の内容及び方法等に係る研修、指導助言に関すること</p>
<p>ハ～ホ - 略 -</p>	<p>ハ～ホ - 略 -</p>
<p>(3) 研究・情報課</p>	<p>(3) 研究・情報課</p>
<p>イ - 略 -</p>	<p>イ - 略 -</p>
<p>ロ 幼稚園における各領域並びに小学校、<u>中学校及び高等学校</u>における各教科の教育の内容及び方法等に係る調査研究に関すること</p>	<p>ロ 幼稚園における各領域並びに小学校、<u>中学校、義務教育学校及び高等学校</u>における各教科の教育の内容及び方法等に係る調査研究に関すること</p>
<p>ハ～ト - 略 -</p>	<p>ハ～ト - 略 -</p>
<p>(4)～(5) - 略 -</p>	<p>(4)～(5) - 略 -</p>
<p>2 - 略 -</p>	<p>2 - 略 -</p>
<p>- 略 -</p>	<p>- 略 -</p>
<p>第9章 少年自然の家</p>	<p>第9章 少年自然の家</p>
<p>第57条～第59条の2 - 略 -</p>	<p>第57条～第59条の2 - 略 -</p>
<p>(利用者)</p>	<p>(利用者)</p>
<p>第60条 少年自然の家を利用できる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p>	<p>第60条 少年自然の家を利用できる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p>
<p>(1) 青少年及び青少年の指導者</p>	<p>(1) 青少年及び青少年の指導者</p>
<p>(2) 社会教育関係者</p>	<p>(2) 社会教育関係者</p>
<p>(3) その他所長が適当と認める者</p>	<p>(3) その他所長(条例第11条の規定により指定管理者が管理を行う場合にあつては指定管理者)が適当と認める者</p>
<p>(利用の許可の申請等)</p>	<p>(利用の許可の申請等)</p>
<p>第61条 条例第5条第1項の規定により少年自然の家の利用の許可を受けようとする者は、山形県青少年教育施設利用許可申請書(別記様式第1号)を所長に提出しなければならない。</p>	<p>第61条 条例第5条第1項の規定により少年自然の家の利用の許可を受けようとする者は、<u>条例第11条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き</u>、山形県青少年教育施設利用許可申請</p>

2 所長は、前項の許可をしたときは、山形県青少年教育施設利用許可書（別記様式第2号）を申請者に交付するものとする。

- 略 -

書（別記様式第1号）を所長に提出しなければならない。

2 所長は、条例第5条第1項の規定により利用の許可をしたときは、山形県青少年教育施設利用許可書（別記様式第2号）を申請者に交付するものとする。

- 略 -

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部改正について

教育庁総務課

1 改正理由

- ① 義務教育学校の創設に伴う規定の整備
- ② 平成 28 年 4 月 1 日から山形県朝日少年自然の家の管理を指定管理者が行うことに伴う規定の整備

2 改正内容

- ① 義務教育学校に係る規定の追加
- ② 利用者及び利用の許可の申請等について改正

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日（公布の日）

議第 4 号

山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則の制定について

山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則

山形県教育財産管理規則（昭和60年3月県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「教育委員会理事」を「教育次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

山形県公有財産管理規則（昭和49年4月県規則第25号）の一部改正に伴い、規定を整備するため提案するものである。

平成28年3月25日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

山形県教育財産管理規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(教育財産の引継ぎ)</p> <p>第8条 教育委員会理事は、山形県公有財産規則(昭和49年4月県規則第25号)第18条第1項の規定により教育財産の引継ぎを受けたときは、次に掲げる書類のうち必要なものとともに、速やかに当該財産を管理すべき管理者に引き継がなければならない。</p> <p>(1) 売買契約書又は寄附申込書及び寄附受領書の写し</p> <p>(2) 登記又は登録を要する財産については、その登記事項証明書又は登録済証の写し</p> <p>(3) 字限図、実測図、配置図、平面図等の関係図面</p> <p>(4) その他必要な書類</p>	<p>(教育財産の引継ぎ)</p> <p>第8条 教育次長は、山形県公有財産規則(昭和49年4月県規則第25号)第18条第1項の規定により教育財産の引継ぎを受けたときは、次に掲げる書類のうち必要なものとともに、速やかに当該財産を管理すべき管理者に引き継がなければならない。</p> <p>(1) 売買契約書又は寄附申込書及び寄附受領書の写し</p> <p>(2) 登記又は登録を要する財産については、その登記事項証明書又は登録済証の写し</p> <p>(3) 字限図、実測図、配置図、平面図等の関係図面</p> <p>(4) その他必要な書類</p>

山形県教育財産管理規則の一部改正について

教育庁総務課

1 改正理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正による新教育委員会制度の下では、教育長が教育委員会の補助機関という位置付けから、教育委員会の構成員となり、知事の権限に属する事務の一部を補助執行させることができる地方自治法第180条の2の「執行機関の事務を補助する職員」に該当しなくなるため、教育長に補助執行させることはできなくなる。

このため、本来知事の権限に属する事務である、公有財産（教育財産を除く。）の取得や管理に関する事務を教育委員会理事に補助執行させるために山形県公有財産規則（昭和49年県規則第25号）が改正されている（ただし、現教育長が在任中は、この部分は未施行）が、平成28年度の組織改編にあわせて、山形県公有財産規則が改正される予定であることから、これにあわせて教育財産管理規則も教育次長などの事務を補助する職員等が行えるよう規定の整備を行うものである。

2 改正内容

山形県公有財産規則の一部改正に伴う規定の改正

3 施行期日

公布の日から施行する。（平成28年4月1日）

議第 5 号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和 41 年 4 月県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 1 項中「実習教諭」を「主任実習教諭、実習教諭」に改め、同条第 2 項中「開校準備室長、開校準備専門員、開校準備主査」を削る。

第 21 条の表中

「

開校準備室長	開校に係る庶務及び事務を統括し、開校準備専門員、開校準備主査を監督する。
開校準備専門員	開校準備室長を補佐し、担当業務を処理する。
開校準備主査	上司の命を受けて担当業務に従事する。

を

」

「

主任実習教諭	実験又は実習について、教諭の職務を助ける高度の知識経験を必要とする業務を担当する。
--------	---

に改める。

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

開校準備室長、開校準備専門員及び開校準備主査職を廃止し、主任実習教諭職を設置することに伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

平成 28 年 3 月 25 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

山形県立高等学校管理運営規則新旧対照表

現 行	改 正 案																												
<p>一略一</p> <p>(職)</p> <p>第20条 高等学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭又は養護助教諭及び<u>実習教諭</u>又は実習講師を置く。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、高等学校に事務部長又は事務長を置くとともに、必要に応じ次の職を置く。</p> <p>副校長、助教諭、講師、事務部次長、事務次長、総務主査、主査、主任主査、主任主事、副主任、主事、<u>開校準備室長、開校準備専門員、開校準備主査、栄養主査、主任栄養士、管理栄養士、栄養士、副主任栄養士、技能長、学校司書、調理師、学校技能員</u></p> <p>(職務)</p> <p>第21条 一略一</p>	<p>一略一</p> <p>(職)</p> <p>第20条 高等学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭又は養護助教諭及び<u>主任実習教諭、実習教諭</u>又は実習講師を置く。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、高等学校に事務部長又は事務長を置くとともに、必要に応じ次の職を置く。</p> <p>副校長、助教諭、講師、事務部次長、事務次長、総務主査、主査、主任主査、主任主事、副主任、主事、<u>栄養主査、主任栄養士、管理栄養士、栄養士、副主任栄養士、技能長、学校司書、調理師、学校技能員</u></p> <p>(職務)</p> <p>第21条 一略一</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一略一</td> <td style="text-align: center;">一略一</td> </tr> <tr> <td>主事</td> <td>上司の命を受けて事務に従事する。</td> </tr> <tr> <td><u>開校準備室長</u></td> <td><u>開校に係る庶務及び事務を統括し、開校準備専門員、開校準備主査を監督する。</u></td> </tr> <tr> <td><u>開校準備専門員</u></td> <td><u>開校準備室長を補佐し、担当業務を処理する。</u></td> </tr> <tr> <td><u>開校準備主査</u></td> <td><u>上司の命を受けて担当業務に従事する。</u></td> </tr> <tr> <td>実習教諭</td> <td>実験又は実習について、教諭の職務を助ける業務を担当する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一略一</td> <td style="text-align: center;">一略一</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	一略一	一略一	主事	上司の命を受けて事務に従事する。	<u>開校準備室長</u>	<u>開校に係る庶務及び事務を統括し、開校準備専門員、開校準備主査を監督する。</u>	<u>開校準備専門員</u>	<u>開校準備室長を補佐し、担当業務を処理する。</u>	<u>開校準備主査</u>	<u>上司の命を受けて担当業務に従事する。</u>	実習教諭	実験又は実習について、教諭の職務を助ける業務を担当する。	一略一	一略一	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一略一</td> <td style="text-align: center;">一略一</td> </tr> <tr> <td>主事</td> <td>上司の命を受けて事務に従事する。</td> </tr> <tr> <td><u>主任実習教諭</u></td> <td><u>実験又は実習について、教諭の職務を助ける高度の知識経験を必要とする業務を担当する。</u></td> </tr> <tr> <td>実習教諭</td> <td>実験又は実習について、教諭の職務を助ける業務を担当する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一略一</td> <td style="text-align: center;">一略一</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	一略一	一略一	主事	上司の命を受けて事務に従事する。	<u>主任実習教諭</u>	<u>実験又は実習について、教諭の職務を助ける高度の知識経験を必要とする業務を担当する。</u>	実習教諭	実験又は実習について、教諭の職務を助ける業務を担当する。	一略一	一略一
職	職務																												
一略一	一略一																												
主事	上司の命を受けて事務に従事する。																												
<u>開校準備室長</u>	<u>開校に係る庶務及び事務を統括し、開校準備専門員、開校準備主査を監督する。</u>																												
<u>開校準備専門員</u>	<u>開校準備室長を補佐し、担当業務を処理する。</u>																												
<u>開校準備主査</u>	<u>上司の命を受けて担当業務に従事する。</u>																												
実習教諭	実験又は実習について、教諭の職務を助ける業務を担当する。																												
一略一	一略一																												
職	職務																												
一略一	一略一																												
主事	上司の命を受けて事務に従事する。																												
<u>主任実習教諭</u>	<u>実験又は実習について、教諭の職務を助ける高度の知識経験を必要とする業務を担当する。</u>																												
実習教諭	実験又は実習について、教諭の職務を助ける業務を担当する。																												
一略一	一略一																												

議第 6 号

特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和 41 年 4 月県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「副主任、主任主事」を「主任主事、副主任」に、「実習教諭」を「主任実習教諭、実習教諭」に、「寄宿舍指導員」を「寄宿舍指導員、栄養専門員」に改める。

第 4 条の表中

副主任	上司の命を受けて担当事務に従事する。
主任主事	上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする事務に従事する。
主事	上司の命を受けて事務に従事する。

を

主任主事	上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする事務に従事する。
副主任	上司の命を受けて担当事務に従事する。
主事	上司の命を受けて事務に従事する。
主任実習教諭	実験又は実習について、教諭の職務を助ける高度の知識経験を必要とする業務を担当する。

に、

寄宿舍指導員	寄宿舍における児童、生徒又は幼児の日常生活上の世話及び生活指導に関する業務に従事する。
--------	---

を

寄宿舍指導員	寄宿舍における児童、生徒又は幼児の日常生活上の世話及び生活指導に関する業務に従事する。
栄養専門員	高度な栄養に関する担当業務を処理する。

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

山形県職員等の給与に関する条例等の改正等に伴い、主任実習教諭職を新設すること等から、規定の整備を図るため提案するものである。

平成 28 年 3 月 25 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

特別支援学校の管理運営に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案																																				
<p>－略－ (組織)</p> <p>第3条 特別支援学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭、主事及び業務員を置く。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、特別支援学校に事務部長又は事務長若しくは事務長（主査）を置くとともに、必要に応じ次の職を置く。 事務部次長、事務次長、総務主査、主査、<u>副主任、主任主事</u>、助教諭、講師、養護助教諭、<u>実習教諭</u>、実習講師、主任寄宿舎指導員、<u>寄宿舎指導員</u>、栄養主査、主任管理栄養士、主任栄養士、副主任栄養士、管理栄養士、栄養士、学校栄養職員、技能長、調理師、学校技能員、介助員</p>	<p>－略－ (組織)</p> <p>第3条 特別支援学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭、主事及び業務員を置く。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、特別支援学校に事務部長又は事務長若しくは事務長（主査）を置くとともに、必要に応じ次の職を置く。 事務部次長、事務次長、総務主査、主査、<u>主任主事、副主任</u>、助教諭、講師、養護助教諭、<u>主任実習教諭、実習教諭</u>、実習講師、主任寄宿舎指導員、<u>寄宿舎指導員</u>、<u>栄養専門員</u>、栄養主査、主任管理栄養士、主任栄養士、副主任栄養士、管理栄養士、栄養士、学校栄養職員、技能長、調理師、学校技能員、介助員</p>																																				
<p>第4条 －略－</p>	<p>第4条 －略－</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>－略－</td> <td>－略－</td> </tr> <tr> <td>副主任</td> <td>上司の命を受けて担当事務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>主任主事</td> <td>上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする事務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>主事</td> <td>上司の命を受けて事務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>－略－</td> <td>－略－</td> </tr> <tr> <td>寄宿舎指導員</td> <td>寄宿舎における児童、生徒又は幼児の日常生活上の世話及び生活指導に関する業務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>－略－</td> <td>－略－</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	－略－	－略－	副主任	上司の命を受けて担当事務に従事する。	主任主事	上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする事務に従事する。	主事	上司の命を受けて事務に従事する。	－略－	－略－	寄宿舎指導員	寄宿舎における児童、生徒又は幼児の日常生活上の世話及び生活指導に関する業務に従事する。	－略－	－略－	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>－略－</td> <td>－略－</td> </tr> <tr> <td>主任主事</td> <td>上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする事務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>副主任</td> <td>上司の命を受けて担当事務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>主事</td> <td>上司の命を受けて事務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>主任実習教諭</td> <td>実験又は実習について、教諭の職務を助ける高度の知識経験を必要とする業務を担当する。</td> </tr> <tr> <td>－略－</td> <td>－略－</td> </tr> <tr> <td>寄宿舎指導員</td> <td>寄宿舎における児童、生徒又は幼児の日常生活上の世話及び生活指導に関する業務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>栄養専門員</td> <td>高度な栄養に関する担当業務を処理する。</td> </tr> <tr> <td>－略－</td> <td>－略－</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	－略－	－略－	主任主事	上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする事務に従事する。	副主任	上司の命を受けて担当事務に従事する。	主事	上司の命を受けて事務に従事する。	主任実習教諭	実験又は実習について、教諭の職務を助ける高度の知識経験を必要とする業務を担当する。	－略－	－略－	寄宿舎指導員	寄宿舎における児童、生徒又は幼児の日常生活上の世話及び生活指導に関する業務に従事する。	栄養専門員	高度な栄養に関する担当業務を処理する。	－略－	－略－
職	職務																																				
－略－	－略－																																				
副主任	上司の命を受けて担当事務に従事する。																																				
主任主事	上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする事務に従事する。																																				
主事	上司の命を受けて事務に従事する。																																				
－略－	－略－																																				
寄宿舎指導員	寄宿舎における児童、生徒又は幼児の日常生活上の世話及び生活指導に関する業務に従事する。																																				
－略－	－略－																																				
職	職務																																				
－略－	－略－																																				
主任主事	上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする事務に従事する。																																				
副主任	上司の命を受けて担当事務に従事する。																																				
主事	上司の命を受けて事務に従事する。																																				
主任実習教諭	実験又は実習について、教諭の職務を助ける高度の知識経験を必要とする業務を担当する。																																				
－略－	－略－																																				
寄宿舎指導員	寄宿舎における児童、生徒又は幼児の日常生活上の世話及び生活指導に関する業務に従事する。																																				
栄養専門員	高度な栄養に関する担当業務を処理する。																																				
－略－	－略－																																				
<p>－略－</p>	<p>－略－</p>																																				

議第 7 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則の制定について

学校教育法施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和 32 年 5 月県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

学校教育法等の一部改正により、平成 28 年 4 月 1 日に県内で「義務教育学校」が新設されることに伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

平成 28 年 3 月 25 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

学校教育法施行細則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>— 略 —</p> <p>(学校設置についての認可申請又は届出)</p> <p>第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第4条の規定により公立高等学校の設置についての認可を受けようとする者又は法第4条の2の規定により公立幼稚園を設置しようとする者若しくは学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「令」という。)第25条第1号の規定により公立の小学校又は中学校の設置をしようとする者は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。)第3条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて、山形県教育委員会(以下「県委員会」という。)に申請し、又は届け出なければならない。</p> <p>(1) 学校設置に関する調書(別記様式第1号)</p> <p>(2) 設置者が地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条に規定する一部事務組合(以下「一部事務組合」という。)の場合は、その組合設置の許可書の写</p> <p>(3) 議会(市町村又は一部事務組合の議会をいう。以下第8条及び第9条において同じ。)の議決を証明する書類</p> <p>(4) 上水道以外の飲料水を使用する場合は、その定性分析表</p> <p>(5) 職員編制見込書</p> <p>(6) 備品調書</p> <p>— 略 —</p>	<p>— 略 —</p> <p>(学校設置についての認可申請又は届出)</p> <p>第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第4条の規定により公立高等学校の設置についての認可を受けようとする者又は法第4条の2の規定により公立幼稚園を設置しようとする者若しくは学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「令」という。)第25条第1号の規定により公立の小学校、<u>中学校又は義務教育学校</u>の設置をしようとする者は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。)第3条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて、山形県教育委員会(以下「県委員会」という。)に申請し、又は届け出なければならない。</p> <p>(1) 学校設置に関する調書(別記様式第1号)</p> <p>(2) 設置者が地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条に規定する一部事務組合(以下「一部事務組合」という。)の場合は、その組合設置の許可書の写</p> <p>(3) 議会(市町村又は一部事務組合の議会をいう。以下第8条及び第9条において同じ。)の議決を証明する書類</p> <p>(4) 上水道以外の飲料水を使用する場合は、その定性分析表</p> <p>(5) 職員編制見込書</p> <p>(6) 備品調書</p> <p>— 略 —</p>

議第 8 号

山形県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則の設定
について

山形県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則を次のように制定する。

山形県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則
山形県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和 33 年 4 月県教育委員会規則第 6 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

地方公務員法の一部が改正され、第 40 条第 1 項の勤務成績の評定実施に係る条文が削除されたことに伴い、県立学校職員の勤務成績の評定に関し必要な事項を定めた規則を廃止するため提案するものである。

平成 28 年 3 月 25 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

議第 9 号

山形県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則
の設定について

山形県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則を次のよ
うに制定する。

山形県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則
山形県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和 33 年 4 月県教育委
員会規則第 7 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、第 46 条の勤務成績
の評定実施に係る条文が削除されたことに伴い、県費負担教職員の勤務成績の評定に
関し必要な事項を定めた規則を廃止するため提案するものである。

平成 28 年 3 月 25 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

議第 10 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和 30 年 4 月県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 22 号及び別記様式第 25 号中

事項	開設者	時間	修了（履修）年月日	対象免許種
教育の最新事情に関する事項			年 月 日	
教科指導・生徒指導 その他教育の充実に関する事項			年 月 日	教・養・栄
			年 月 日	教・養・栄
			年 月 日	教・養・栄

を

事項	開設者	時間	修了（履修）年月日	対象免許種
必修領域			年 月 日	
選択必修領域			年 月 日	
選択領域			年 月 日	教・養・栄
			年 月 日	教・養・栄
			年 月 日	教・養・栄

に

改める。

別記様式第 26 号中

事項	開設者	時間	修了（履修）年月日
教育の最新事情に関する事項			年 月 日
教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

を

領域	開設者	時間	修了（履修）年月日
必修領域			
選択必修領域			
選択領域			

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

教育職員免許法施行規則等の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

教育職員免許状に関する規則新旧対照表

<p>様式第22号</p> <p style="text-align: center;">山形県教育委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">県証紙はより付け欄</p> <p>本籍地 現住所 勤務(予定)校・機関 職名 フリガナ 氏名 年 月 日 生 (男・女) 印</p> <p>注意 「職名・勤務(予定)校・機関」及び「職名」は、記入できない場合は不要</p> <p>私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、免許状の有効期間の更新を申請します。</p>	<p style="text-align: center;">改正案</p> <p>様式第22号</p> <p style="text-align: center;">山形県教育委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">県証紙はより付け欄</p> <p>本籍地 現住所 勤務(予定)校・機関 職名 フリガナ 氏名 年 月 日 生 (男・女) 印</p> <p>注意 「職名・勤務(予定)校・機関」及び「職名」は、記入できない場合は不要</p> <p>私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、免許状の有効期間の更新を申請します。</p>
---	--

<p>様式第22号</p> <p style="text-align: center;">山形県教育委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">県証紙はより付け欄</p> <p>本籍地 現住所 勤務(予定)校・機関 職名 フリガナ 氏名 年 月 日 生 (男・女) 印</p> <p>注意 「職名・勤務(予定)校・機関」及び「職名」は、記入できない場合は不要</p> <p>私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、免許状の有効期間の更新を申請します。</p>	<p style="text-align: center;">現行</p> <p>様式第22号</p> <p style="text-align: center;">山形県教育委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">県証紙はより付け欄</p> <p>本籍地 現住所 勤務(予定)校・機関 職名 フリガナ 氏名 年 月 日 生 (男・女) 印</p> <p>注意 「職名・勤務(予定)校・機関」及び「職名」は、記入できない場合は不要</p> <p>私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、免許状の有効期間の更新を申請します。</p>
---	---

記

1 有する免許状

免許状の種類	教科又は特別支援教育領域	免許状番号	授与年月日	授与権者の氏名	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

注意 1 免許状の写し、免許状授与証明書又は有効期間更新証明書(有効期間が延長されている場合は有効期間延長証明書)のいずれかを添付すること。
2 記入欄が不足する場合は、別紙に残余の免許状について記入し、添付すること。

2 修了又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	時間	修了(履修)年月日	対象免許種
教育の最新事情に関する事項			年 月 日	
教科指導・生徒指導その他の教育の充実に関する事項			年 月 日	教・養・栄
			年 月 日	教・養・栄
			年 月 日	教・養・栄

注意 1 免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付すること。
2 「対象免許種」には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭免許状に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」を○で囲むこと(複数ある場合は、該当するものをすべてを○で囲むこと)。

現 行

様式第 25 号 山形県教育委員会 殿 更新講習修了確認申請書

年 月 日

山形県教育委員会 殿

本籍地
現住所
勤務(予定)校・機関
職名
フリガナ
氏名 年 月 日 生 (男・女) 印

(電話番号)

(電話番号)

県証紙はり付け欄

注意 「職名・勤務(予定)校・機関」及び「職名」は、記入できない場合は不要

私は、下記の免許状を有しており、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定に基づき、免許状更新講習の課程を修了したことに付いての確認を申請します。

記

1 有する免許状

免許状の種類	教科又は特別支援教育領域	免許状番号	授与年月日	授与権者の氏名	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

注意 1 免許状の写し、免許状授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第3項第3号の確認証明書(前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書)のいずれかを添付すること。
2 記入欄が不足する場合は、別紙に残余の免許状について記入し、添付すること。

2 修了又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	時間	修了(履修)年月日	対象免許種
教育の最新事情に関する事項			年 月 日	
教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項			年 月 日	教・養・栄
			年 月 日	教・養・栄
			年 月 日	教・養・栄

注意 1 免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付すること。
2 「対象免許種」には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭免許状に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」を○で囲むこと(複数ある場合は、該当するものをすべて○で囲むこと)。

改 正 案

様式第 25 号 山形県教育委員会 殿 更新講習修了確認申請書

年 月 日

山形県教育委員会 殿

本籍地
現住所
勤務(予定)校・機関
職名
フリガナ
氏名 年 月 日 生 (男・女) 印

(電話番号)

(電話番号)

県証紙はり付け欄

注意 「職名・勤務(予定)校・機関」及び「職名」は、記入できない場合は不要

私は、下記の免許状を有しており、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定に基づき、免許状更新講習の課程を修了したことに付いての確認を申請します。

記

1 有する免許状

免許状の種類	教科又は特別支援教育領域	免許状番号	授与年月日	授与権者の氏名	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

注意 1 免許状の写し、免許状授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第3項第3号の確認証明書(前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書)のいずれかを添付すること。
2 記入欄が不足する場合は、別紙に残余の免許状について記入し、添付すること。

2 修了又は履修した免許状更新講習

領域	開設者	時間	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域			年 月 日	
選択必修領域			年 月 日	教・養・栄
			年 月 日	教・養・栄
選択領域			年 月 日	教・養・栄

注意 1 免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付すること。
2 「対象免許種」には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭免許状に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」を○で囲むこと(複数ある場合は、該当するものをすべて○で囲むこと)。

現 行

様式第 26 号

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 98 号）附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認申請書

年 月 日

山形県教育委員会 殿

県証紙はり付け欄

本籍地

現住所

(電話番号)

勤務(予定)校・機関

職名

フリガナ

氏 名

年 月 日 生 (男・女)

注意 「職名・勤務(予定)校・機関」及び「職名」は、記入できない場合は不要。

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年文部科学省令第 9 号）附則第 9 条第 1 項の規定に基づき、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 98 号）附則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する確認を申請します。

記

1 有する免許状

Table with columns: 免許状の種類, 教科又は特別支援教育領域, 免許状番号, 授与年月日, 授与権者, 免許状に記載の氏名, 免許状に記載の本籍地

注意 1 免許状の写し、免許状授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認証明書（前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）のいずれかを添付すること。
2 記入欄が不足する場合は、別紙に残余の免許状について記入し、添付すること。

2 修了又は履修した免許状更新講習

Table with columns: 事項, 開設者, 時間, 修了(履修)年月日. Includes rows for '教育の最新事情に関する事項' and '教科指導・生徒指導その他の教育の充実に関する事項'.

注意 免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付すること。

改 正 案

様式第 26 号

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 98 号）附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認申請書

年 月 日

山形県教育委員会 殿

県証紙はり付け欄

本籍地

現住所

(電話番号)

勤務(予定)校・機関

職名

フリガナ

氏 名

年 月 日 生 (男・女)

注意 「職名・勤務(予定)校・機関」及び「職名」は、記入できない場合は不要。

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年文部科学省令第 9 号）附則第 9 条第 1 項の規定に基づき、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 98 号）附則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する確認を申請します。

記

1 有する免許状

Table with columns: 免許状の種類, 教科又は特別支援教育領域, 免許状番号, 授与年月日, 授与権者, 免許状に記載の氏名, 免許状に記載の本籍地

注意 1 免許状の写し、免許状授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認証明書（前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）のいずれかを添付すること。
2 記入欄が不足する場合は、別紙に残余の免許状について記入し、添付すること。

2 修了又は履修した免許状更新講習

Table with columns: 領域, 開設者, 時間, 修了(履修)年月日. Includes rows for '必修領域', '選択必修領域', and '選択領域'.

注意 免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付すること。

教育職員免許状に関する規則の改正要旨

平成 26 年 9 月 26 日に公布された「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（平成 26 年文部科学省令第 28 号）」及び「免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成 26 年文部科学省令第 29 号）」の、免許状更新講習に係る改正が平成 28 年 4 月 1 日に施行されることとなり、教育職員免許法（平成 24 年法律第 147 号）第 9 条の 3 に規定する免許状更新講習の内容が見直されたことに伴い、既存様式の一部を改めるもの。

免許状更新講習の見直しによる、必修領域、選択必修領域、選択領域の区分の創設に伴う既存様式の改正

これまでの免許状更新講習の課程は、「教育の最新事情に関する事項」を 12 時間以上、「教科指導、生徒指導その他教育の充実にに関する事項」を 18 時間以上としていたが、この度の改正により、「必修領域」を 6 時間以上、「選択必修領域」を 6 時間以上、「選択領域」を 18 時間以上と改正された。

また、改正前の制度では時間数を「事項」で区分していたが、「領域」で区分することとなった。

(現行)

(改正後)

事項		時間数	領域	時間数
必修領域	教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力に関する事項	12 時間	必修領域	6 時間
	⇒教育の最新事情に関する事項		選択必修領域	6 時間
選択領域	教科指導、生徒指導その他教育の充実にに関する事項	18 時間	選択領域	18 時間

※領域は規則に明記されていなかった。

これにともない、更新講習を受講・修了した場合の申請に使用される、様式第 22 号、第 25 号及び第 26 号の「修了又は履修した免許状更新講習」記入欄について、改正を行う。

《各様式について》

○様式第 22 号

『有効期間更新申請書（免許状更新講習修了によるもの）』

新免許状所持者が更新講習を受講・修了し、免許状の有効期間を更新する場合に使用する。

○様式第 25 号

『更新講習修了確認申請書』

旧免許状所持者が更新講習を受講・修了し、修了確認を受ける場合に使用する。

○様式第 26 号

『教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 98 号）附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認申請』

旧免許状所持者で、修了確認期限を経過した者（いわゆる休眠状態となった者）が、更新講習を受講・修了した後、休眠状態から回復させる場合に使用する。

受講すべき講習の内容について制限がないため、「対象免許種」欄が設けられていない。

(関係規定)

教育職員免許法第9条の3

(免許状更新講習)

第九条の三 免許状更新講習は、大学その他文部科学省令で定める者が、次に掲げる基準に適合することについての文部科学大臣の認定を受けて行う。

一 講習の内容が、教員の職務の遂行に必要なものとして文部科学省令で定める事項に関する最新の知識技能を修得させるための課程（その一部として行われるものを含む。）であること。

二 ～ 四 (略)

免許状更新講習規則第4条

(講習の内容)

第四条 免許法第九条の三第一項第一号に規定する文部科学省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる領域に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項とし、同条第二項に規定する免許状更新講習の時間の内訳は、同表の下欄に掲げる時間とする。

領域	事項	時間
必修領域	イ 国の教育政策や世界の教育の動向 ロ 教員としての子ども観、教育観等についての省察 ハ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む。） ニ 子どもの生活の変化を踏まえた課題	六時間以上
選択必修領域	イ 学校を巡る近年の状況の変化 ロ 学習指導要領の改訂の動向等 ハ 法令改正及び国の審議会の状況等 ニ 様々な問題に対する組織的対応の必要性 ホ 学校における危機管理上の課題 ヘ 教育相談（いじめ及び不登校への対応を含む。） ト 進路指導及びキャリア教育 チ 学校、家庭並びに地域の連携及び協働 リ 道徳教育 ヌ 英語教育 ル 国際理解及び異文化理解教育 ヲ 教育の情報化（情報通信技術を利用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等） ワ その他文部科学大臣が必要と認める内容	六時間以上
選択領域	幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題	十八時間以上

備考 必修領域とは、全ての受講者が受講する領域をいい、選択必修領域とは、受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講する領域をいい、選択領域とは、受講者が任意に選択して受講する領域をいう。

議第 11 号

山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則の一部を改正する規則の
制定について

山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則の一部を改正する規則を次のよう
に制定する。

山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則の一部を改正する規則
山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則（平成 21 年 3 月県教育委員会規則
第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号中「中学校」を「中学校、義務教育学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

義務教育学校の創設に伴い、更新講習の受講者に係る規定の整備を図るため提案す
るものである。

平成 28 年 3 月 25 日

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(略)</p> <p>(免許状更新講習を受講できる者)</p> <p>第2条 免許状更新講習規則第9条第1項第2号の免許管理者が定める者は、県内の公立学校の教育職員(免許法第2条第1項に規定する教育職員をいう。以下同じ。)として任命されたことのある者のうち、県教育委員会及び県内の市町村教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する市町村の組合に置く教育委員会を含む。)(以下「各教育委員会」という。)の職員として在職しているものとする。</p> <p>2 免許状更新講習規則第9条第1項第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 県内の公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、各教育委員会の要請に応じ、国、県又は県内の市町村、国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。)若しくは公立大学法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。)の職員として在職しているものであって、県教育委員会の教育長(以下「県教育長」という。)が別に定めるもの</p> <p>(2) 県内に学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、<u>中学校</u>、高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)を設置する学校法人(私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人をいう。)又は幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人の理事</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(免許状更新講習を受講できる者)</p> <p>第2条 免許状更新講習規則第9条第1項第2号の免許管理者が定める者は、県内の公立学校の教育職員(免許法第2条第1項に規定する教育職員をいう。以下同じ。)として任命されたことのある者のうち、県教育委員会及び県内の市町村教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する市町村の組合に置く教育委員会を含む。)(以下「各教育委員会」という。)の職員として在職しているものとする。</p> <p>2 免許状更新講習規則第9条第1項第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 県内の公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、各教育委員会の要請に応じ、国、県又は県内の市町村、国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。)若しくは公立大学法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。)の職員として在職しているものであって、県教育委員会の教育長(以下「県教育長」という。)が別に定めるもの</p> <p>(2) 県内に学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、<u>中学校</u>、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)を設置する学校法人(私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人をいう。)又は幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人の理事</p> <p>(略)</p>

山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則の改正要旨

**「義務教育学校を設置する学校法人の理事」を更新講習を受講できる者とする
(第2条第2項第2号関係)**

「学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）」が平成28年4月1日から施行され、学校の種類として、新たに義務教育学校の制度が創設されたことに伴い、「義務教育学校を設置する学校法人の理事」を更新講習を受講できる者に加えるもの。

(免許状更新講習を受講できる者)

免許法・免許状更新講習規則	県教育委員会規則 (免許管理者が定める者)
① 教育職員(主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師等)	/
② 教員採用内定者	
③ 校長、副校長、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、 学校栄養職員	
④ 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教 育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事 務に従事している者として免許管理者が定める者	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会の職員(学校除く) ・教育長
⑤ 国・ <u>区市町村職員</u> 、 <u>国立大学法人</u> ・ <u>公立大学法人</u> ・ <u>独立行 政法人</u> ・ <u>学校法人</u> ・ <u>社会福祉法人</u> の役員又は職員で、 <u>免許 管理者が定める者</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・国、他部局等への人事交流者 ・<u>学校法人の理事</u> ※義務教育学校を設置する学校 法人の理事を加える。 ・社会福祉法人の理事
⑥ かつて教員であった者	/
⑦ 臨時講師の登録者等	

(関係規定)

① 教育職員免許法 第9条の3

3 免許状更新講習は、次に掲げる者に限り、受けることができる。

一 教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者

二 教育職員に任命され、又は雇用されることとなっている者及びこれに準ずるものとして文部科学省令で定める者

② 免許状更新講習規則 第9条

第九条 免許法第九条の三第三項第一号に規定する文部科学省令で定める教育の職にある者は、次に掲げる者であつて、普通免許状若しくは特別免許状を有する者、普通免許状に係る所要資格を得た者、教員資格認定試験に合格した者、免許法第十六条の三第二項若しくは第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有する者又は教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十八号)第二条の表の上欄各号に掲げる者とする。

一 ～ 二 (略)

三 国若しくは地方公共団体の職員又は次に掲げる法人の役員若しくは職員で、前号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者

イ 国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

ロ 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人

ハ 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人

ニ 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人(幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。)

ホ 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、文部科学大臣が指定したもの

四 (略)

③ 山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則 第2条第2項第2号

(免許状更新講習を受講できる者)

第二条

(略)

2 免許状更新講習規則第9条第1項第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 県内に学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)を設置する学校法人(私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人をいう。)又は幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人の理事